

鹿屋市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費の償還払に関する要綱を廃止する要綱

鹿屋市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費の償還払に関する要綱（令和4年鹿屋市告示第110号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。